

四 半 期 報 告 書

(第118期第2四半期)

株式会社 京都銀行

E 0 3 5 7 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表】	16
2 【その他】	49
3 【中間財務諸表】	50
4 【その他】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	61

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月27日

【四半期会計期間】 第118期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土井伸宏

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 本政悦治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6212局3813番

【事務連絡者氏名】 経営企画部 東京事務所長 多田明充

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間 (自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	2019年度 中間連結 会計期間 (自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	2020年度 中間連結 会計期間 (自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	2018年度 (自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	2019年度 (自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	58,535	60,547	55,077	133,539	113,823
うち連結信託報酬	百万円	—	3	4	3	17
連結経常利益	百万円	16,941	18,151	15,375	45,184	29,232
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	12,023	12,874	10,930	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	31,681	20,383
連結中間包括利益	百万円	3,590	54,804	193,265	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△76,981	△8,475
連結純資産額	百万円	933,728	900,493	1,026,020	850,934	834,987
連結総資産額	百万円	9,501,009	9,536,774	10,791,468	9,665,127	10,078,463
1株当たり純資産額	円	12,328.65	11,881.77	13,535.56	11,232.14	11,014.90
1株当たり中間純利益	円	159.23	170.44	144.61	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	419.57	269.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	158.94	170.20	144.47	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	418.78	269.41
自己資本比率	%	9.79	9.41	9.48	8.77	8.25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△116,022	△152,589	227,970	24,716	115,379
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,286	81,078	131,021	49,499	40,173
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△18,268	△5,288	△2,270	△20,533	△7,555
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	718,951	821,832	1,403,351	898,633	1,046,629
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数]	人	3,786 [451]	3,708 [409]	3,651 [399]	3,646 [446]	3,562 [407]
信託財産額	百万円	—	1,524	3,875	517	3,178

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1行であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第116期中	第117期中	第118期中	第116期	第117期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	53,702	55,676	50,333	124,023	103,913
うち信託報酬	百万円	—	3	4	3	17
経常利益	百万円	15,547	16,833	14,032	42,454	26,634
中間純利益	百万円	11,185	12,409	10,149	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	30,029	19,159
資本金	百万円	42,103	42,103	42,103	42,103	42,103
発行済株式総数	千株	75,840	75,840	75,840	75,840	75,840
純資産額	百万円	920,367	885,971	1,010,199	837,088	820,328
総資産額	百万円	9,490,863	9,523,744	10,778,035	9,653,833	10,065,875
預金残高	百万円	6,985,118	6,975,414	7,529,506	7,092,102	7,123,494
貸出金残高	百万円	5,399,172	5,531,510	6,019,608	5,487,531	5,828,449
有価証券残高	百万円	3,083,482	2,923,431	2,997,494	2,921,059	2,870,856
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	30.00	100.00	60.00
自己資本比率	%	9.69	9.29	9.36	8.66	8.14
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数]	人	3,566 [418]	3,530 [397]	3,485 [387]	3,423 [413]	3,378 [396]
信託財産額	百万円	—	1,524	3,875	517	3,178
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転有 価証券表示権利等残高を除く。)	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定電子記録移転有価 証券表示権利等残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第116期(2019年3月)の1株当たり配当額100.00円のうち40.00円は特別配当であります。

3 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計—(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 2020年5月1日付の銀行法施行規則の改正に伴い、2020年9月中間期より「信託勘定有価証券残高」に含まれる「信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高」を区分して表示しております。なお、2020年3月期以前の「信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高」については該当事項はありません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

	前連結会計年度 (億円) (A)	当第2四半期 連結会計期間 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
預金・譲渡性預金	79,987	82,124	2,136
預金	71,170	75,240	4,070
譲渡性預金	8,817	6,883	△1,934
貸出金	58,183	60,090	1,906
有価証券	28,671	29,948	1,277
うち評価差額	5,849	8,417	2,567
総資産	100,784	107,914	7,130

預金・譲渡性預金残高は、個人預金や法人預金を中心に前連結会計年度末比2,136億円増加して8兆2,124億円となりました。

貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様の資金ニーズに幅広く対応したことなどにより、前連結会計年度末比1,906億円増加して6兆90億円となり、6兆円の台を越える水準となりました。

有価証券残高は、時価会計に伴う評価差額（含み益）を中心に、前連結会計年度末比1,277億円増加して2兆9,948億円となりました。

これらの結果、総資産については、前連結会計年度末比7,130億円増加して10兆7,914億円となりました。

(2) 経営成績

	前第2四半期 連結累計期間 (百万円) (A)	当第2四半期 連結累計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
連結粗利益	44,128	44,045	△83
資金利益	35,300	36,549	1,248
役務取引等利益	5,836	5,267	△568
その他業務利益	2,991	2,228	△762
営業経費	29,846	28,609	△1,236
与信関連費用	△281	1,131	1,413
うち一般貸倒引当金繰入額	△287	598	886
うち個別貸倒引当金繰入額	△317	323	640
株式等関係損益	2,461	470	△1,990
持分法による投資損益	5	11	5
その他	1,119	589	△530
経常利益	18,151	15,375	△2,775
特別損益	△212	△169	43
税金等調整前中間純利益	17,938	15,206	△2,732
法人税等合計	5,021	4,215	△805
中間純利益	12,917	10,990	△1,926
非支配株主に帰属する中間純利益	43	60	16
親会社株主に帰属する中間純利益	12,874	10,930	△1,943
連結実質業務純益	14,282	15,435	1,153

- (注) 1 連結粗利益＝資金利益(資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用))
 ＋役務取引等利益(役務取引等収益(信託報酬含む)－役務取引等費用)
 ＋その他業務利益(その他業務収益－その他業務費用)
- 2 連結実質業務純益＝連結粗利益－営業経費

資金利益は、国内貸出金利息が増加に転じたことや国際業務部門の利鞘が改善したことなどにより、前年同期比12億48百万円増加して365億49百万円となりました。

役務取引等利益は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、預かり資産について対面での積極的な営業活動を自粛していた期間があったことなどにより、前年同期比5億68百万円減少して52億67百万円となりました。

その他業務利益は、国債等債券損益を中心に、前年同期比7億62百万円減少して22億28百万円となりました。

上記により、連結粗利益は、前年同期比83百万円減少して440億45百万円となりましたが、物件費を中心に営業経費の削減に努めたことにより、連結実質業務純益は、前年同期比11億53百万円増加して154億35百万円となりました。

一方で、経常利益は、株式等関係損益が減少したことや与信関連費用の増加に伴って、前年同期比27億75百万円減少して153億75百万円となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比19億43百万円減少して109億30百万円となりました。

セグメント別の業績については、当行グループの中心である銀行業において、経常収益は、前年同期比53億43百万円減少し、503億33百万円となり、セグメント利益(経常利益)は、前年同期比28億1百万円減少し、140億32百万円となりました。

また、その他において、経常収益は、前年同期比3億94百万円減少し、58億18百万円となり、セグメント利益は、前年同期比25百万円増加し、13億55百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

	前第2四半期 連結累計期間 (億円)(A)	当第2四半期 連結累計期間 (億円)(B)	増減(億円) (B)－(A)
キャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,218	14,033	5,815
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,525	2,279	3,805
投資活動によるキャッシュ・フロー	810	1,310	499
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52	△22	30

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加や借入金増加などにより2,279億円の収入(前年同期は1,525億円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより1,310億円の収入(前年同期は810億円の収入)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより22億円の支出(前年同期は52億円の支出)となりました。

この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、当第2四半期連結累計期間において3,567億円増加し、1兆4,033億円となりました。

(参考)

① 国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で前年同期比925百万円増加し、35,662百万円となり、国際業務部門で前年同期比322百万円増加し、886百万円となったことから、全体では前年同期比1,248百万円増加し、36,549百万円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で前年同期比548百万円減少し、5,168百万円となり、国際業務部門で前年同期比20百万円減少し、94百万円となったことから、全体では前年同期比569百万円減少し、5,262百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で前年同期比781百万円減少し、1,597百万円となり、国際業務部門で前年同期比18百万円増加し、631百万円となったことから、全体では前年同期比762百万円減少し、2,228百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	34,736	564	35,300
	当第2四半期連結累計期間	35,662	886	36,549
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	35,426	4,674	40,095 ⁶
	当第2四半期連結累計期間	36,193	2,777	38,966 ³
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	690	4,110	4,794 ⁶
	当第2四半期連結累計期間	530	1,890	2,417 ³
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	3	—	3
	当第2四半期連結累計期間	4	—	4
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,716	115	5,832
	当第2四半期連結累計期間	5,168	94	5,262
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	9,444	175	9,619
	当第2四半期連結累計期間	8,749	145	8,894
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,727	59	3,787
	当第2四半期連結累計期間	3,581	50	3,631
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	2,378	612	2,991
	当第2四半期連結累計期間	1,597	631	2,228
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	5,197	751	5,948
	当第2四半期連結累計期間	4,659	741	5,401
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,818	139	2,957
	当第2四半期連結累計期間	3,062	109	3,172

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で前年同期比694百万円減少し、8,749百万円となり、国際業務部門は前年同期比30百万円減少し、145百万円となったことから、全体では前年同期比724百万円減少し、8,894百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門で前年同期比146百万円減少し、3,581百万円となり、国際業務部門で前年同期比9百万円減少し、50百万円となったことから、全体では前年同期比155百万円減少し、3,631百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	9,444	175	9,619
	当第2四半期連結累計期間	8,749	145	8,894
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,963	—	1,963
	当第2四半期連結累計期間	1,746	—	1,746
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	2,211	173	2,384
	当第2四半期連結累計期間	2,120	142	2,262
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	53	—	53
	当第2四半期連結累計期間	34	—	34
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	148	—	148
	当第2四半期連結累計期間	129	—	129
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	115	—	115
	当第2四半期連結累計期間	113	—	113
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	418	—	418
	当第2四半期連結累計期間	421	—	421
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	891	1	893
	当第2四半期連結累計期間	882	3	885
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	1,251	—	1,251
	当第2四半期連結累計期間	1,090	—	1,090
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,727	59	3,787
	当第2四半期連結累計期間	3,581	50	3,631
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	412	34	447
	当第2四半期連結累計期間	383	35	418

(注) 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めておりません。

③ 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	6,756,743	211,922	6,968,666
	当第2四半期連結会計期間	7,316,386	207,710	7,524,096
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	4,365,331	—	4,365,331
	当第2四半期連結会計期間	5,107,130	—	5,107,130
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,347,884	—	2,347,884
	当第2四半期連結会計期間	2,171,396	—	2,171,396
うちその他	前第2四半期連結会計期間	43,527	211,922	255,450
	当第2四半期連結会計期間	37,860	207,710	245,570
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	1,069,407	—	1,069,407
	当第2四半期連結会計期間	688,317	—	688,317
総合計	前第2四半期連結会計期間	7,826,150	211,922	8,038,073
	当第2四半期連結会計期間	8,004,704	207,710	8,212,414

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 「国内業務部門」は当行の国内店の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,521,858	100.00	6,009,004	100.00
製造業	947,758	17.16	1,128,319	18.78
農業、林業	3,210	0.06	3,264	0.05
漁業	61	0.00	52	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	20,133	0.36	18,599	0.31
建設業	137,595	2.49	163,397	2.72
電気・ガス・熱供給・水道業	83,426	1.51	86,396	1.44
情報通信業	37,420	0.68	39,936	0.66
運輸業、郵便業	211,248	3.83	225,080	3.75
卸売業、小売業	547,188	9.91	625,875	10.42
金融業、保険業	187,107	3.39	217,549	3.62
不動産業、物品賃貸業	709,779	12.85	758,612	12.62
各種サービス業	403,435	7.31	484,506	8.06
地方公共団体	601,013	10.88	607,254	10.11
その他	1,632,479	29.57	1,650,159	27.46
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,521,858	—	6,009,004	—

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行1行であります。

イ. 信託財産の運用/受入状況（信託財産残高表）

資産				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	3,178	100.00	3,875	100.00
合計	3,178	100.00	3,875	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	3,178	100.00	3,875	100.00
合計	3,178	100.00	3,875	100.00

(注) 共同信託他社管理財産については、前連結会計年度（2020年3月31日）及び当中間連結会計期間（2020年9月30日）のいずれも取扱残高はありません。

ロ. 元本補填契約のある信託の運用/受入状況（末残）

科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)			当中間連結会計期間 (2020年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	3,178	—	3,178	3,875	—	3,875
資産計	3,178	—	3,178	3,875	—	3,875
元本	3,177	—	3,177	3,875	—	3,875
その他	0	—	0	0	—	0
負債計	3,178	—	3,178	3,875	—	3,875

(自己資本比率の状況)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率（2/3）	11.38
2. 連結における自己資本の額	4,362
3. リスク・アセット等の額	38,310
4. 連結総所要自己資本額	1,532

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2020年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	10.96
2. 単体における自己資本の額	4,198
3. リスク・アセット等の額	38,297
4. 単体総所要自己資本額	1,531

(資産の査定)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,251	7,055
危険債権	58,146	58,071
要管理債権	7,308	7,618
正常債権	5,515,274	6,008,038

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,840,688	75,840,688	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数は100株であります。
計	75,840,688	75,840,688	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2020年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 6名 当行の執行役員 14名
新株予約権の数※	1,037個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 20,740株(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2020年7月31日～2050年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 3,652円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げることとする。
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※新株予約権証券の発行時(2020年7月30日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数 20株

2 「1(1)②発行済株式」に記載のとおりであります。

3 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位(執行役員においては執行役員の地位)を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

ただし、新株予約権者が取締役の地位(執行役員においては執行役員の地位)にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利行使期間の満了日から1年に満たなくなった日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注3）に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

前記「新株予約権の行使期間」に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ア. 新株予約権者が前記（注4）の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- イ. 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ウ. 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- エ. 吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	75,840	—	42,103	—	30,301

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,592	6.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,033	4.01
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2,561	3.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,500	3.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,486	3.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	2,005	2.65
京セラ株式会社	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	1,596	2.11
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,585	2.09
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(退職給付信託口・オムロン 株式会社口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,528	2.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,471	1.94
計	—————	23,361	30.89

(注)1 2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社から、同社他2社を共同保有者として、2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、三井住友信託銀行株式会社の所有株式数を除き、当行として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有 割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	678	0.89
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,308	3.04
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	808	1.07
計	—————	3,795	5.00

2 2020年7月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが2020年7月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール、ブルトン ストリート1、タイムアンド ライフ ビル5階	3,814	5.03

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 233,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,416,900	754,169	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 190,488	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	75,840,688	—	—
総株主の議決権	—	754,169	—

(注) 「単元未満株式数」の欄には、当行所有の自己株式67株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原 上る薬師前町700番地	233,300	—	233,300	0.30
計	—	233,300	—	233,300	0.30

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,085,260	1,444,312
コールローン及び買入手形	92,130	139,735
買入金銭債権	13,231	11,747
商品有価証券	196	184
金銭の信託	13,068	13,078
有価証券	※1, ※2, ※8, ※12 2,867,102	※1, ※2, ※8, ※12 2,994,898
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,818,355	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 6,009,004
外国為替	※7 9,993	※7 8,114
リース債権及びリース投資資産	12,764	12,846
その他資産	※8 93,945	※8 82,685
有形固定資産	※10, ※11 75,998	※10, ※11 75,905
無形固定資産	3,017	2,944
繰延税金資産	1,215	1,171
再評価に係る繰延税金資産	※10 58	※10 58
支払承諾見返	14,577	17,407
貸倒引当金	△22,455	△22,624
資産の部合計	10,078,463	10,791,468
負債の部		
預金	※8 7,117,030	※8 7,524,096
譲渡性預金	881,765	688,317
コールマネー及び売渡手形	447,618	436,400
債券貸借取引受入担保金	※8 429,624	※8 364,483
借入金	※8 72,716	※8 374,823
外国為替	232	261
信託勘定借	3,178	3,875
その他負債	94,843	93,843
退職給付に係る負債	30,641	30,215
睡眠預金払戻損失引当金	564	564
偶発損失引当金	949	1,022
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	149,734	230,136
支払承諾	14,577	17,407
負債の部合計	9,243,476	9,765,447
純資産の部		
資本金	42,103	42,103
資本剰余金	34,260	34,190
利益剰余金	376,249	384,913
自己株式	△1,550	△1,274
株主資本合計	451,063	459,934
その他有価証券評価差額金	407,222	585,352
繰延ヘッジ損益	△22,168	△18,339
土地再評価差額金	※10 △132	※10 △132
退職給付に係る調整累計額	△3,735	△3,427
その他の包括利益累計額合計	381,186	563,453
新株予約権	488	318
非支配株主持分	2,249	2,314
純資産の部合計	834,987	1,026,020
負債及び純資産の部合計	10,078,463	10,791,468

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	60,547	55,077
資金運用収益	40,095	38,966
(うち貸出金利息)	22,759	22,489
(うち有価証券利息配当金)	16,210	16,010
信託報酬	3	4
役務取引等収益	9,619	8,894
その他業務収益	5,948	5,401
その他経常収益	※1 4,879	※1 1,809
経常費用	42,396	39,701
資金調達費用	4,795	2,418
(うち預金利息)	2,771	1,031
役務取引等費用	3,787	3,631
その他業務費用	2,957	3,172
営業経費	※2 29,846	※2 28,609
その他経常費用	※3 1,010	※3 1,869
経常利益	18,151	15,375
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	212	169
固定資産処分損	85	169
減損損失	126	—
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	17,938	15,206
法人税、住民税及び事業税	3,816	4,222
法人税等調整額	1,205	△6
法人税等合計	5,021	4,215
中間純利益	12,917	10,990
非支配株主に帰属する中間純利益	43	60
親会社株主に帰属する中間純利益	12,874	10,930

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	12,917	10,990
その他の包括利益	41,886	182,275
その他有価証券評価差額金	49,077	178,138
繰延ヘッジ損益	△7,285	3,828
退職給付に係る調整額	93	308
中間包括利益	54,804	193,265
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	54,722	193,197
非支配株主に係る中間包括利益	81	68

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,103	34,331	363,391	△1,815	438,011
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,285		△5,285
親会社株主に帰属する 中間純利益			12,874		12,874
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△71		267	196
土地再評価差額金の取崩			23		23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△71	7,611	266	7,807
当中間期末残高	42,103	34,260	371,003	△1,548	445,819

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	418,582	△5,026	△105	△3,341	410,109	598	2,215	850,934
当中間期変動額								
剰余金の配当								△5,285
親会社株主に帰属する 中間純利益								12,874
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								196
土地再評価差額金の取崩								23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	49,039	△7,285	△23	93	41,824	△152	78	41,751
当中間期変動額合計	49,039	△7,285	△23	93	41,824	△152	78	49,559
当中間期末残高	467,622	△12,311	△128	△3,247	451,934	446	2,293	900,493

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,103	34,260	376,249	△1,550	451,063
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,266		△2,266
親会社株主に帰属する 中間純利益			10,930		10,930
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△69		278	208
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△69	8,663	276	8,870
当中間期末残高	42,103	34,190	384,913	△1,274	459,934

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	407,222	△22,168	△132	△3,735	381,186	488	2,249	834,987
当中間期変動額								
剰余金の配当								△2,266
親会社株主に帰属する 中間純利益								10,930
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								208
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	178,130	3,828		308	182,267	△169	65	182,162
当中間期変動額合計	178,130	3,828	—	308	182,267	△169	65	191,033
当中間期末残高	585,352	△18,339	△132	△3,427	563,453	318	2,314	1,026,020

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	17,938	15,206
減価償却費	1,818	1,688
減損損失	126	—
持分法による投資損益 (△は益)	△5	△11
貸倒引当金の増減 (△)	△1,915	168
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△143	18
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	76	73
資金運用収益	△40,095	△38,966
資金調達費用	4,795	2,418
有価証券関係損益 (△)	△4,705	△1,631
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△49	△9
為替差損益 (△は益)	5,271	1,888
固定資産処分損益 (△は益)	85	169
商品有価証券の純増 (△) 減	△39	12
貸出金の純増 (△) 減	△42,468	△190,648
預金の純増減 (△)	△117,764	407,065
譲渡性預金の純増減 (△)	125,347	△193,448
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△878	302,106
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	1,327	△2,329
コールローン等の純増 (△) 減	58,184	△46,120
コールマネー等の純増減 (△)	△9,989	△11,218
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△226,091	△65,141
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	32,559	1,879
外国為替 (負債) の純増減 (△)	149	29
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△1,592	△81
信託勘定借の純増減 (△)	1,006	697
資金運用による収入	42,164	39,912
資金調達による支出	△4,395	△2,664
その他	17,913	9,214
小計	△141,367	230,277
法人税等の支払額	△11,221	△2,307
営業活動によるキャッシュ・フロー	△152,589	227,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△386,824	△156,844
有価証券の売却による収入	196,665	53,789
有価証券の償還による収入	255,295	235,759
金銭の信託の減少による収入	17,074	—
有形固定資産の取得による支出	△391	△1,167
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	△685	△463
その他	△55	△51
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,078	131,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△5,285	△2,266
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,288	△2,270
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△76,800	356,722
現金及び現金同等物の期首残高	898,633	1,046,629
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 821,832	※1 1,403,351

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

烏丸商事株式会社

京都信用保証サービス株式会社

京銀リース・キャピタル株式会社

京都クレジットサービス株式会社

京銀カードサービス株式会社

株式会社京都総合経済研究所

京銀証券株式会社

(2) 非連結子会社 2社

会社名

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合

京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

会社名

きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付ける方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ経済活動は、当連結会計年度末にかけて緩やかに回復しながらも、当行取引先の財務面への影響は、一定期間継続すると想定しております。こうした状況下、特に信用リスクに影響を及ぼす可能性があると認識し、予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分について足許の状況等を踏まえた修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルスの感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	85百万円	97百万円
出資金	2,429百万円	2,491百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	35,586百万円	40,588百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	4,193百万円	4,077百万円
延滞債権額	61,380百万円	61,689百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,274百万円	7,618百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	66,848百万円	73,385百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	19,957百万円	11,570百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	522,918百万円	760,262百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	72,386百万円	374,569百万円
債券貸借取引受入担保金	429,624百万円	364,483百万円
預金	35,885百万円	30,157百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	380,457百万円	372,639百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	71,617百万円	66,886百万円
保証金	1,728百万円	1,716百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,528,976百万円	1,681,680百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,441,839百万円	1,587,104百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	83,676百万円	84,252百万円

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	39,910百万円	40,584百万円

13 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	3,177百万円	3,875百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	2,879百万円	500百万円

※2 営業経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	12,250百万円	11,970百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	－百万円	922百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	—	—	75,840	
自己株式					
普通株式	332	0	49	283	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			446	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,285	(注) 70.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 1株当たり配当額のうち、40円は特別配当であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	2,266	その他利益 剰余金	30.00	2019年9月30日	2019年12月2日

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	—	—	75,840	
自己株式					
普通株式	283	0	51	233	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			318	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,266	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	2,268	その他利益 剰余金	30.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	853,050百万円	1,444,312百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△31,218百万円	△40,960百万円
現金及び現金同等物	821,832百万円	1,403,351百万円

(リース取引関係)

○ 借手側

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	195	122
1年超	1,513	1,443
合計	1,708	1,565

○ 貸手側

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	13,717	13,271
見積残存価額部分	5	4
受取利息相当額	△1,219	△1,149
合計	12,503	12,126

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	106	81	41	28	10	6
リース投資資産に係る リース料債権部分	4,042	3,341	2,694	1,929	1,092	617

	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	167	124	97	81	70	203
リース投資資産に係る リース料債権部分	4,013	3,319	2,662	1,822	914	537

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	5	2
1年超	1	0
合計	6	3

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

前連結会計年度（2020年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	1,085,260	1,085,260	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	5,006	5,018	11
その他有価証券	2,848,513	2,848,513	—
(4)貸出金	5,818,355		
貸倒引当金（*1）	△21,508		
	5,796,846	5,813,339	16,492
資産計	9,735,628	9,752,132	16,504
(1)預金	7,117,030	7,117,134	104
(2)譲渡性預金	881,765	881,761	△4
(3)コールマネー及び売渡手形	447,618	447,618	—
(4)債券貸借取引受入担保金	429,624	429,624	—
負債計	8,876,039	8,876,139	99
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	232	232	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△32,126	△32,126	—
デリバティブ取引計	△31,894	△31,894	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,444,312	1,444,312	—
(2) コールローン及び買入手形	139,735	139,735	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,126	6,135	8
その他有価証券	2,974,657	2,974,657	—
(4) 貸出金	6,009,004		
貸倒引当金（*1）	△21,611		
	5,987,392	6,005,682	18,289
資産計	10,552,225	10,570,522	18,297
(1) 預金	7,524,096	7,524,170	73
(2) 譲渡性預金	688,317	688,317	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	436,400	436,400	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	364,483	364,483	—
(5) 借入金	374,823	374,890	67
負債計	9,388,120	9,388,261	141
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	398	398	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△26,310	△26,310	—
デリバティブ取引計	△25,911	△25,911	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
① 非上場株式(*1) (*2)	3,356	3,382
② 非上場その他の証券(*3)	10,225	10,730
合 計	13,582	14,113

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について、0百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について、0百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,501	2,510	8
	短期社債	—	—	—
	社債	2,505	2,508	2
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	5,006	5,018	11
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計	5,006	5,018	11	

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,500	2,510	9
	短期社債	—	—	—
	社債	2,504	2,508	4
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	5,005	5,019	14
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,121	1,115	△6
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,121	1,115	△6
合計	6,126	6,135	8	

2 その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	718,754	145,398	573,356
	債券	1,176,918	1,163,408	13,510
	国債	315,553	309,599	5,954
	地方債	472,992	468,169	4,822
	短期社債	—	—	—
	社債	388,373	385,639	2,733
	その他	156,917	130,596	26,321
	外国債券	138,991	114,781	24,210
	その他	17,926	15,815	2,111
	小計	2,052,591	1,439,402	613,188
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,217	18,254	△5,037
	債券	613,717	616,721	△3,004
	国債	67,732	69,094	△1,362
	地方債	219,969	220,652	△682
	短期社債	—	—	—
	社債	326,014	326,974	△959
	その他	168,988	189,148	△20,159
	外国債券	57,574	58,631	△1,056
	その他	111,413	130,516	△19,103
	小計	795,922	824,124	△28,202
合計	2,848,513	2,263,527	584,986	

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	965,188	147,492	817,696
	債券	1,180,891	1,169,385	11,506
	国債	256,596	251,972	4,624
	地方債	497,831	493,555	4,275
	短期社債	—	—	—
	社債	426,464	423,857	2,606
	その他	228,466	202,737	25,729
	外国債券	164,805	141,687	23,117
	その他	63,661	61,049	2,611
	小計	2,374,547	1,519,615	854,932
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12,268	15,670	△3,401
	債券	486,438	489,444	△3,006
	国債	76,446	78,313	△1,867
	地方債	170,953	171,423	△470
	短期社債	—	—	—
	社債	239,038	239,707	△668
	その他	101,402	108,175	△6,772
	外国債券	12,363	12,550	△186
	その他	89,039	95,625	△6,585
	小計	600,109	613,290	△13,180
合計	2,974,657	2,132,906	841,751	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、819百万円（株式818百万円、社債1百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、8百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	584,986
その他有価証券	584,986
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△177,541
(△)その他	△54
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	407,389
(△)非支配株主持分相当額	△167
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	407,222

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	841,751
その他有価証券	841,751
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△256,167
(△)その他	△54
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	585,528
(△)非支配株主持分相当額	△175
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	585,352

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	28,406	22,096	681	681
	受取変動・支払固定	28,406	22,096	△385	△385
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計				295	295

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	22,513	19,677	680	680
	受取変動・支払固定	22,513	19,677	△424	△424
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			255	255	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	70,738	1,596	△480	△480
	買建	74,083	1,159	435	435
	通貨オプション				
	売建	38,683	16,467	△647	311
	買建	38,683	16,467	647	△63
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			△45	203	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,290	5,290	67	67
	為替予約				
	売建	50,172	932	△513	△513
	買建	59,669	774	675	675
	通貨オプション				
	売建	44,146	13,096	△708	235
	買建	44,146	13,096	708	2
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	230	468

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	1,008	—	△18	0
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△18	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	5,021	—	△73	14
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△73	14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	3,000	—	△14	0
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△14	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(7) その他

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	7,930	—	△87	—
	買建	7,930	—	87	—
合計		—	—	—	—

(注) 時価については、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を勘案し、当該帳簿価額を記載しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	8,010	—	△57	—
	買建	8,010	—	57	—
合計		—	—	—	—

(注) 時価については、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を勘案し、当該帳簿価額を記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債券) の有利利息の金融 資産			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		144,049	114,049	△32,076
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	—	—	—	
	合計	—	—	—	△32,076

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ) によっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債券) の有利利息の金融 資産			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		121,776	111,776	△26,636
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他	—	—	—	
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	—			
	受取固定・支払変動	—	—	—	
	受取変動・支払固定	—	—	—	
	合計	—	—	—	△26,636

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ) によっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	31,905	10,139	△49
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	
	為替予約	—	—	—	
合計		—	—	—	△49

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券等	30,780	14,910	325
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	
	為替予約	—	—	—	
合計		—	—	—	325

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	44百万円	39百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 7名 当行の執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 21,220株
付与日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月31日から2049年7月30日まで
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 3,917円

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 6名 当行の執行役員 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 20,740株
付与日	2020年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月31日から2050年7月30日まで
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 3,651円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

銀行業は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	55,177	5,363	60,541	6	60,547
セグメント間の内部経常収益	499	849	1,348	△1,348	—
計	55,676	6,213	61,889	△1,341	60,547
セグメント利益	16,833	1,329	18,163	△12	18,151
セグメント資産	9,523,744	61,603	9,585,348	△48,573	9,536,774
セグメント負債	8,637,773	33,708	8,671,481	△35,200	8,636,280
その他の項目					
減価償却費	1,762	55	1,818	—	1,818
資金運用収益	40,060	69	40,130	△34	40,095
資金調達費用	4,792	23	4,816	△21	4,795
持分法投資利益	—	5	5	—	5
持分法適用会社への投資額	—	76	76	—	76
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,010	65	1,076	—	1,076

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業、証券業等を含んでおります。
- 3 調整額は、次のとおりであります。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額6百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。
 - (2) セグメント利益の調整額△12百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (3) セグメント資産の調整額△48,573百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4) セグメント負債の調整額△35,200百万円には、セグメント間取引消去△38,448百万円及び退職給付に係る負債の調整額3,247百万円が含まれております。
 - (5) 資金運用収益の調整額△34百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	49,972	5,104	55,077	—	55,077
セグメント間の内部経常収益	361	713	1,074	△1,074	—
計	50,333	5,818	56,151	△1,074	55,077
セグメント利益	14,032	1,355	15,388	△13	15,375
セグメント資産	10,778,035	62,490	10,840,525	△49,057	10,791,468
セグメント負債	9,767,836	33,137	9,800,973	△35,526	9,765,447
その他の項目					
減価償却費	1,631	57	1,688	—	1,688
資金運用収益	38,936	66	39,003	△36	38,966
資金調達費用	2,417	23	2,441	△22	2,418
持分法投資利益	—	11	11	—	11
持分法適用会社への投資額	—	97	97	—	97
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,605	25	1,630	—	1,630

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業、証券業等を含んでおります。
- 3 調整額は、次のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△49,057百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (3) セグメント負債の調整額△35,526百万円には、セグメント間取引消去△38,954百万円及び退職給付に係る負債の調整額3,427百万円が含まれております。
- (4) 資金運用収益の調整額△36百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (5) 資金調達費用の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,241	21,503	15,802	60,547

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,855	18,369	13,851	55,077

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

記載すべき重要なものはありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	11,014円90銭	13,535円56銭

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	170.44	144.61
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	12,874	10,930
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	12,874	10,930
普通株式の期中平均株式数	千株	75,534	75,582
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	170.20	144.47
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	104	75
うち新株予約権	千株	104	75
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,081,281	1,440,011
コールローン	92,130	139,735
買入金銭債権	7,922	6,834
商品有価証券	196	184
金銭の信託	13,068	13,078
有価証券	※1, ※2, ※8, ※10 2,870,856	※1, ※2, ※8, ※10 2,997,494
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 5,828,449	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 6,019,608
外国為替	※7 9,993	※7 8,114
その他資産	88,612	77,195
その他の資産	※8 88,612	※8 77,195
有形固定資産	75,328	75,243
無形固定資産	2,774	2,732
再評価に係る繰延税金資産	58	58
支払承諾見返	14,577	17,407
貸倒引当金	△19,375	△19,661
資産の部合計	10,065,875	10,778,035
負債の部		
預金	※8 7,123,494	※8 7,529,506
譲渡性預金	903,265	710,817
コールマネー	447,618	436,400
債券貸借取引受入担保金	※8 429,624	※8 364,483
借入金	※8 72,406	※8 374,583
外国為替	232	261
信託勘定借	3,178	3,875
その他負債	73,171	72,167
未払法人税等	369	2,528
リース債務	2	0
資産除去債務	328	331
その他の負債	72,471	69,307
退職給付引当金	25,180	25,206
睡眠預金払戻損失引当金	564	564
偶発損失引当金	949	1,022
繰延税金負債	151,283	231,541
支払承諾	14,577	17,407
負債の部合計	9,245,547	9,767,836

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	42,103	42,103
資本剰余金	30,544	30,475
資本準備金	30,301	30,301
その他資本剰余金	243	173
利益剰余金	363,894	371,777
利益準備金	17,456	17,456
その他利益剰余金	346,438	354,320
別途積立金	324,375	339,375
繰越利益剰余金	22,063	14,945
自己株式	△1,550	△1,274
株主資本合計	434,992	443,081
その他有価証券評価差額金	407,148	585,270
繰延ヘッジ損益	△22,168	△18,339
土地再評価差額金	△132	△132
評価・換算差額等合計	384,848	566,798
新株予約権	488	318
純資産の部合計	820,328	1,010,199
負債及び純資産の部合計	10,065,875	10,778,035

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	55,676	50,333
資金運用収益	40,060	38,936
(うち貸出金利息)	22,741	22,479
(うち有価証券利息配当金)	16,195	16,001
信託報酬	3	4
役務取引等収益	7,918	7,285
その他業務収益	2,799	2,284
その他経常収益	※1 4,894	※1 1,822
経常費用	38,842	36,300
資金調達費用	4,792	2,417
(うち預金利息)	2,771	1,031
役務取引等費用	3,766	3,712
その他業務費用	589	697
営業経費	※2 28,701	※2 27,541
その他経常費用	※3 991	※3 1,932
経常利益	16,833	14,032
特別利益	331	0
特別損失	211	153
税引前中間純利益	16,953	13,879
法人税、住民税及び事業税	3,339	3,779
法人税等調整額	1,205	△50
法人税等合計	4,544	3,729
中間純利益	12,409	10,149

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	42,103	30,301	314	30,615	17,456	301,875	32,928	352,260
当中間期変動額								
剰余金の配当							△5,285	△5,285
別途積立金の積立						22,500	△22,500	—
中間純利益							12,409	12,409
自己株式の取得								
自己株式の処分			△71	△71				
土地再評価差額金の取崩							23	23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	△71	△71	—	22,500	△15,353	7,146
当中間期末残高	42,103	30,301	243	30,544	17,456	324,375	17,575	359,406

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,815	423,164	418,457	△5,026	△105	413,325	598	837,088
当中間期変動額								
剰余金の配当		△5,285						△5,285
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		12,409						12,409
自己株式の取得	△0	△0						△0
自己株式の処分	267	196						196
土地再評価差額金の取崩		23						23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			49,000	△7,285	△23	41,692	△152	41,540
当中間期変動額合計	266	7,342	49,000	△7,285	△23	41,692	△152	48,882
当中間期末残高	△1,548	430,506	467,458	△12,311	△128	455,017	446	885,971

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
					別途積立金			
当期首残高	42,103	30,301	243	30,544	17,456	324,375	22,063	363,894
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,266	△2,266
別途積立金の積立						15,000	△15,000	—
中間純利益							10,149	10,149
自己株式の取得								
自己株式の処分			△69	△69				
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	△69	△69	—	15,000	△7,117	7,882
当中間期末残高	42,103	30,301	173	30,475	17,456	339,375	14,945	371,777

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,550	434,992	407,148	△22,168	△132	384,848	488	820,328
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,266						△2,266
別途積立金の積立		—						—
中間純利益		10,149						10,149
自己株式の取得	△1	△1						△1
自己株式の処分	278	208						208
土地再評価差額金の取崩		—						—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			178,122	3,828		181,950	△169	181,781
当中間期変動額合計	276	8,089	178,122	3,828	—	181,950	△169	189,871
当中間期末残高	△1,274	443,081	585,270	△18,339	△132	566,798	318	1,010,199

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ経済活動は、当事業年度末にかけて緩やかに回復しながらも、当行取引先の財務面への影響は、一定期間継続すると想定しております。こうした状況下、特に信用リスクに影響を及ぼす可能性があると認識し、予想される損失に備えるため、特定債務者の債務者区分について足許の状況等を踏まえた修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルスの感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	10,194百万円	10,194百万円
出資金	2,429百万円	2,491百万円

※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	35,586百万円	40,588百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	3,994百万円	3,897百万円
延滞債権額	60,842百万円	61,017百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,272百万円	7,618百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	66,109百万円	72,532百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	19,957百万円	11,570百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	522,918百万円	760,262百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	72,386百万円	374,569百万円
債券貸借取引受入担保金	429,624百万円	364,483百万円
預金	35,885百万円	30,157百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	380,457百万円	372,639百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	71,617百万円	66,886百万円
保証金	1,719百万円	1,707百万円

- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	1,512,570百万円	1,670,511百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,425,433百万円	1,575,935百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	39,910百万円	40,584百万円

- 11 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
金銭信託	3,177百万円	3,875百万円

(中間損益計算書関係)

- ※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	2,879百万円	500百万円

- ※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	1,288百万円	1,134百万円
無形固定資産	465百万円	489百万円

- ※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	－百万円	993百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	10,091	10,091
関連会社株式	103	103
合計	10,194	10,194

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第118期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,268百万円

1株当たりの中間配当金 30円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 井 田 晶 代 ⑩

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの

評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 井 田 晶 代 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月27日

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土 井 伸 宏

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取土井伸宏は、当行の第118期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。